

健康保険法の一部を改正する法律案要綱

一 厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。

(第七十六条の二関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

◎健康保険法の一部を改正する法律案新旧対照表

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養の給付に関する費用）</p> <p>第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。</p> <p>3 6 [略]</p> <p>（療養の給付に要する費用の額の算定に係る定めの改定）</p> <p>第七十六条の二 厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、前条第二項の定めについて、必要な改定をするものとする。</p> <p>（薬価調査等についての厚生労働大臣の権限）</p>	<p>（療養の給付に関する費用）</p> <p>第七十六条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。</p> <p>3 6 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>（薬価調査等についての厚生労働大臣の権限）</p>

第七十七条 厚生労働大臣は、第七十六条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

(準用)

第四百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

〔略〕	第七十四条、第七十五条、第七十五条の二、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二並びに第八十四条第二項	〔略〕	療養の給付
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第七十七条 厚生労働大臣は、前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

(準用)

第四百四十九条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

〔略〕	第七十四条、第七十五条、第七十五条の二、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十四条第二項	〔略〕	療養の給付
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕